

# 「プラザDeフリマ」出店マニュアル

令和4年12月

(令和7年6月改訂)

加古郡リサイクルプラザ

## 【販売方法等】

### <販売目的>

商用目的ではなく、不要となったものをごみとせず、再利用による有効活用を促進するものとします。

### <出店資格>

出店資格は、下記の要件をすべて満たす者としてします。

- ・加古郡稲美町、播磨町、加古川市及び高砂市に居住している者
- ・18歳以上の者
- ・業としての販売を行う者でないこと（仕入れを行い、販売する行為など）
- ・「プラザDeフリマ」実施要綱に定める事項及びプラザが定める注意事項を遵守すること

### <販売品目>

出品できるもの

- ・ご家庭からの不要品
- ・ハンドメイド作品

出品できないもの

1. 飲食物類（酒・タバコを含む）
2. 動物及び植物類（種子を含む）
3. 薬品及び化粧品類（肌に直接触れるもの）  
※洗顔・手洗い石鹸を含む（洗濯石鹸は除く）
4. 違法コピー商品（偽ブランド品等）
5. 著作権及び商標権の侵害にあたるもの（キャラクター使用のハンドメイド品は不可）
6. 危険な物品（石油類、ガス類、モデルガン、ナイフ及び包丁等）
7. トレーディングカード、金券及び各種チケット類
8. 動作確認のできない家電製品類（電池で動くものには、電池を入れておくなど）
9. P Sマークの付いていない製品（別添「P Sマークの取り扱いについて」参照）
10. 陳列において、転倒など危険性があると判断できるもの及び重量物
11. プラザ内で他の出店者から購入又は調達したもの
12. 公序良俗に反するもの（差別、犯罪を助長するおそれのあるものやアダルト関係商品）
13. 区画内に陳列できないもの
14. その他プラザが不適切と判断したもの

### <出店料及び出店区画>

出店料 一区画 300円／販売期間

一区画のサイズ 高さ30cm 幅149cm 奥行40cm 棚総荷重 15kg以下

### <販売点数>

販売点数は、区画内に入れば制限なしです。

### <値段の設定>

必ず、100円単位で値段をつけてください。

※100円単位以外で値段を付けられた商品は、販売できませんので値段の設定には、ご注意ください。また、『カゴの中からどれでも3個で100円』というような、販売方法はできませんので必ず、品毎に値段を付けてください。

## <出品方法>

消せない筆記具（ボールペンなど）で値段を記入した「商品貼り付けタグ（以下、「タグ」という。）」（プラザ発行タグのみ有効）を出品する商品すべてに貼り付けてください。

プラザ発行の「タグ」に値段を記入し、区画に陳列した商品のみ販売可能とします。

「タグ」は、事前にご自宅で貼り付けておいてください。（プラザ内での貼り付けはできません。）また、必要な梱包や商品説明書等もご自宅でご準備ください。

出店受付時に商品番号1～60までの「タグ」をお渡しします。

（商品番号61以降の「タグ」が必要な場合は、プラザ受付でお渡しします。事前に連絡してください）

※「タグ」をご自身の控え用に利用される場合のコピーは、有料になります。（モノクロコピー 1枚 10円）

値段の訂正は、元の値段を二重線でしっかり消し、販売額がはっきりわかるようにご記入ください。

※原則、商品に直接貼り付けてください。

「タグ」を商品に貼る際、「タグ」の左側（色付部分）は、販売時に切り取って保管する（「売上タグ貼付表」に貼る）ため、セロハンテープ等がかからないように、貼り付け位置の右側部のみを商品にしっかり取り付けてください。

梱包する場合は、「タグ」を商品の外側に貼り付けてください。

「タグ」が外れている商品は、販売ができませんので外れないように貼り付けてください。

※売上状況については、商品番号でお答えします。品目（商品名）でのお答えはできません。品目（商品名）については、必要に応じてメモするなど出店者で管理してください。

## <商品の陳列>

**設営希望日時をお知らせいただき日時を決定します。**（設営日時が重ならないように日程調整をします。）

受付で「出店者カード」をお渡ししますので、身に着けて作業してください。作業終了後、「出店者カード」を返却ください。

ブース内のレイアウトは、自由裁量です。

隣接するブースに商品が倒れ込むことがないように、境界のレイアウトにご注意願います。滑りやすい袋詰めの商品や小さな商品は、箱に入れたりするなどの工夫をお願いします。

他の出店者の商品については、トラブルの原因となりますので、レイアウトの変更や並べ替えはしないでください。

商品の陳列、管理は、各出店者ご自身でお願いします。

また、他の出店者に陳列等の依頼をすることもご遠慮ください。

商品レイアウトの際の私物については、必ず区画番号を付けてください。

〔例〕写真立て等台が必要で、台は販売しない場合は台に区画番号を記入。台も含めて販売する場合は、その旨明記してください。

※ガラス面へのセロハンテープの貼り付けは、不可とします。（マスキングテープのみ可）

## <商品の入れ替え>

販売期間中の商品の入れ替えの際は、事前に**来館希望日時をお知らせください。**

但し、イベント等開催日の作業はできません。

入れ替え等のために来館された場合、その都度「出店者カード」をお渡ししますので、身に着けて作業してください。作業終了後、必ず「出店者カード」を返却ください。

「タグ」は、ご自宅で貼り付けておいてください。

### <販売作業>

リサイクルプラザ開館時の販売作業は、プラザ担当者が代行して行います。

区画毎に用意した専用の保管場所に、売上金・売上げた商品の「タグ」を適切に保管・管理します。

※商品陳列ショーケースは施錠し、盗難防止に努めますが、万が一盗難、破損等が発生した場合でも、当プラザは責任を負わないものとします。

※他の出店者・来館者への迷惑行為があった場合は、出店期間中であっても販売を中止し、以降の出店をお断りすることがありますが、出店料の返金はありません。

※購入者から「商品に関する事で、出店者の方に連絡したい。」等の申し入れがあった場合、その連絡先を出店者にお知らせしますので誠実な対応をお願いします。

### <商品の撤去>

販売期間終了後、「プラザDeフリマ」予定表の撤去期間内に商品の撤去をしてください。

**撤去希望日時を連絡いただき日時を決定します。**（撤去日が重ならないように日程調整をします。）

**当プラザ指定の撤去日までに撤去することは可能です。**次の出店者の設営上、指定撤去日以降の撤去はできません。

撤去の際は、受付で「出店者カード」をお渡ししますので、身に付けて作業してください。作業終了後、必ず「出店者カード」を返却ください。

**※撤去期間内に撤去されない場合は、その権利を放棄したものとし、当プラザで処分します。**

### <売上金の支払>

売上金は、販売期間終了後に清算し、撤去の際にお渡しします。

売上金及び売上タグ貼付表の写しをお渡ししますので「受領書」に署名をお願いします。

売上金支払期間内に受領しない場合は、「プラザDeフリマ」に係る維持活動費として使用します。但し、事前に連絡いただいた場合は、該当しないものとします。

## 【出店のキャンセル】

- ・出店をキャンセルしようとする場合は、すみやかにプラザへ申し出てください。出店申込み後のキャンセルは、いかなる事由があっても出店料の返金はいたしません。
- ・連絡なく無断で出店をキャンセルした者は、次回以降の出店者決定に係る抽選の対象外とします。

## 【その他】

- ・出店受付時に、「プラザDeフリマ」出店承諾書をご確認いただき、署名のうえ、提出いただきます。
- ・タグが外れた商品や置忘れなど、持ち主（出店者等）不明の商品は、プラザで預かりますが、**預かり期間は、最終撤去日から1か月間とします。**  
預かり期間終了後は、プラザで処分します。

注意：マニュアルを厳守いただけない場合、また、他の出店者・来館者への迷惑行為等において、当プラザの指示に従っていただけない場合は、以後の出店をお断りします。